路線名　東北縦貫自動車道弘前線
道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　（メートル）
前　最大　三三九　一六〇
後　最小　一三七
最大　三三九
最小　一五〇

栃木県那須郡那須町大字豊原丙字調連原二〇九五番九から同県那須郡那須町大字豊原丙字笹塚二〇八二番一七まで

○国土交通省告示第千四百二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　東北縦貫自動車道弘前線
道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　（メートル）
前　最大　一三六　一一四
後　最小　一七三
最大　一一四
最小　六〇

宇都宮市今里町字中丸一一二二番

○国土交通省告示第千四百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規定（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月三十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第千三号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く）
長崎県長崎市蚊焼町
字川原道　二六三三番一二　一号
二五九二番二　十四号
二六三三番一一　十五号
字橋川内　二六五〇番九　二号
二六四六番　三号及び十一号から十三号まで
二六五〇番一　四号及び五号
字長坂　二六八二番　六号及び七号
二六八三番一　八号及び九号
二六八三番三　十号
二六九一番一一　二十四号及び三十二号から三十四号まで
二六九一番一三　二十五号
二六九一番一　二十六号
二六八二番　二十七号
二六七五番　二十九号
二六九二番八　三十号
二六九二番四　三十一号
二六八六番一　三十五号から三十八号まで
二六八六番四〇　四十三号

○国土交通省告示第千四百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十二年十一月三十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
平成二十一年国土交通省告示第千三号で指定した同号一に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱十八号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱二十七号と二十九号を結んだ線及び標柱二十九号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱十八号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長崎県長崎市蚊焼町
字干石　二五五六九番二　十八号
二五五八番二　十九号及び四十四号
二五五四番七　二十二号
二五五四番六　三十九号
二五五四番五　四十号から四十二号まで
二五六七番二　四十五号
字長坂　二六八六番一八　二十号
二六八六番九　二十一号
二六九一番一〇　二十三号

○国土交通省告示第千四百三十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年十一月三十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録建築物調査機関の名称
株式会社志賀建築研究所
二　住所
埼玉県さいたま市浦和区前地三丁目三番十九号
三　代表者氏名
代表取締役　志賀　順
四　登録年月日
平成二十二年十一月十七日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
株式会社志賀建築研究所東京支店　東京都台東区上野桜木一丁目七番五号

○海上保安庁告示第二百二十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月三十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三四度七分三九秒東経一三九度二四分〇秒の地点を中心とする半径〇・三海里の円によって囲まれる区域内
(ロ)　北緯三四度一二分五八秒東経一三九度二一分七秒の地点を中心とする半径〇・三海里の円によって囲まれる区域内
(ハ)　北緯三四度八分六秒東経一三九度一六分一八秒の地点を中心とする半径〇・三海里の円によって囲まれる区域内
(ニ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(ホ)　北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(ヘ)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内
(ト)　北緯三四度五分三秒東経一三八度七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内
(チ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(リ)　北緯三三度四〇分一二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ヌ)　北緯三三度二〇分二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ル)　北緯三三度九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ヲ)　北緯三三度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
ロ　期間　平成二十二年十二月九日から平成二十二年十二月二十四日まで
三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測
四　航行船舶に対する安全措置
イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　三管区水路通報第四十八号（平成二十二年十二月三日発行）、四管区水路通報第七百八十五項（平成二十二年十一月十日発行）、五管区水路通報第四十八号（平成二十二年十二月三日発行）により通報